

保安規程変更の概要

1. 主任技術者の位置付けについて

主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、主任技術者の独立性を確保し十分な責任と権限を持たせるよう見直しを行いました。

具体的には、保安の監督を行う主任技術者は、事業場・設備ごとに保安の監督に必要な責任と権限を有するもので、原則として工事、維持、および運用に関する業務に直接携わらない者から選任することを明記するとともに、保安上必要な場合には、上位機関の責任者に対しても、指示・指導・助言できることを保安規程に明記しました。

また、主任技術者の責任範囲が適切な規模となるよう、支店等の総括事業場に配置している主任技術者には、必要に応じてサポート要員（主任技術者補佐）を指名し、主任技術者の職務遂行を補佐させることを明記しました。

2. 主任技術者の職務について

保安活動の実施状況が適切に記録され、保存されるようにするため、主任技術者が記録の内容を点検し、これを確認することをその職務として追記しました。

3. 保安教育の充実について

保安活動に従事する要員に対して、電気事業法およびこれに係る法令の内容についての理解を深め、これらの法令への抵触を生じさせないようにするため、教育訓練計画を定め、計画的に保安教育を実施することを保安規程に明記しました。

4. 工事計画届出に関する規定の明確化について

電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合に所要の手続きが取られたかどうかを確認する仕組みを構築することを追記しました。

以 上